

令和 6 年地方分権改革に関する提案募集における 関西広域連合と構成団体との共同提案について

令和 6 年 5 月 23 日
本 部 事 務 局

1 概要

構成団体が提出する提案事項に対する所管府省の真摯な検討を促し、実現に向けた後押しを行うため、構成団体提案事項のうち、提案団体以外の構成団体の同意が得られたものについて、関西広域連合及び賛同団体の連名による共同提案とし、内閣府地方分権改革推進室に提出した。

※提出期限：デジタル化分：4 月 5 日、デジタル化以外分：5 月 10 日

2 共同提案件数

計 14 件（共同提案事項一覧は別紙のとおり）

デジタル化分

主提案団体	京都府	大阪府	鳥取県	徳島県	計
件数	1	2	1	4	8

デジタル化以外分

主提案団体	京都府	奈良県	鳥取県	大阪市	計
件数	1	1	1	3	6

3 今後の提案募集スケジュール（予定）

- 6 月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（重点事項の決定）、
関係府省への検討要請
- 7 月 関係府省からの第 1 次回答公表
- 8 月 提案団体から関係府省第 1 次回答に対する意見提出
- 9 月 関係府省からの第 2 次回答公表
- 11 月 地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議（対応方針案）
- 12 月 地方分権改革推進本部、閣議（対応方針決定）

関西広域連合と構成府縣市との共同提案事項一覧（令和6年）

デジタル化分

提案事項	求める措置	提案団体 (主提案団体、賛同団体)
① ふるさと納税返礼品に係る審査の効率化等	(1)ふるさと納税返礼品審査の基準適合性等の確認に必要な項目がフォーマット化されたオンライン審査システムを構築し、地方団体が直接総務省へ返礼品審査の申出を行えるようにすること (2)審査済返礼品について登録番号を付番してデータベース化し、「類型に該当する理由」など返礼品に係る情報について国民が閲覧可能なものとするとともに、総務省において付番された番号を寄附募集ポータルサイトに掲載することを地方団体に義務化し、未審査返礼品について寄附募集を不可とすること	京都府、滋賀県、大阪府、鳥取県、堺市、関西広域連合
② ふるさと納税の指定申出手続等における事務手続のシステム化等	(1)ふるさと納税の指定申出手続等において、市町村が提出する返礼品等の内容に関する書類について、提出及び確認作業をデジタル化・システム化すること (2)市町村から提出された当該書類について、都道府県が行う確認等を自動化・省力化すること	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、堺市、関西広域連合
③ 災害時情報共有システムの対象に保護施設を追加すること	災害時情報共有システムの対象に、保護施設（救護施設等）を追加すること	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、京都市、堺市、神戸市、関西広域連合
④ 投票立会人の配置要件の見直し等	投票立会人の役割・必要性等あり方について改めて検討し、自治体が地域の実情に応じて柔軟に投票所管理体制を整備することができるようにすること (1)投票立会人の人数に係る要件を緩和し「一人以上の投票立会人を選任し」と規定を改める（期日前投票所においては、2人から1人にする）など、現在においては過剰となっている投票立会人に係る配置要件を見直すこと (2)デジタル技術を活用したオンラインでの立会いができることを法令上明記すること	鳥取県、奈良県、大阪府、堺市、関西広域連合
⑤ 登記・供託オンライン申請システムによる表示・権利の嘱託登記に係る添付情報の原本提示を不要とすること	地方公共団体が「登記・供託オンライン申請システム」を用いて「表示」及び「権利」の嘱託登記を申請する場合は、添付情報の原本提示を求めないこと	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、堺市、関西広域連合
⑥ 登記・供託オンライン申請システムによる登記事項証明書等の公用請求について手数料の納付を不要とし手続のオンライン完結を可能とすること	(1)地方公共団体の職員が「登記・供託オンライン申請システム」を用いて登記事項証明書等を公用請求する場合について、登記手数料令第18条の規定を適用し、手数料の納付を求めないこと (2)オンラインでの手続の完結を可能とすること	徳島県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、京都市、堺市、関西広域連合

提案事項	求める措置	提案団体 (主提案団体、賛同団体)
⑦ 遠隔での被災自治体の支援を可能とすること	(1)遠隔支援を前提とした受援計画の作成や全国的な応援スキームの構築ができるような制度設計、マニュアルの整備等を行うこと (2)災害対応業務や経常業務について、遠隔支援ができるよう地方公共団体間で共有可能なシステムを設計すること	徳島県、滋賀県、京都府、鳥取県、京都市、堺市、神戸市、関西広域連合
⑧ 遠隔診療に関する診療報酬の改定	(1)オンライン診療に係る診療報酬を対面診療と同等にすること (2)「遠隔連携診療科」の対象となる疾病の範囲を広げること	徳島県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、堺市、関西広域連合

デジタル化以外分

提案事項	求める措置	提案団体 (主提案団体、賛同団体)
① 国補助金等に係る消費税仕入税額控除額の返還事務の廃止	国補助金等により地方公共団体が事業者等に間接補助金を交付する場合における消費税仕入税額控除額返還事務を廃止すること	京都府、和歌山県、徳島県、関西広域連合
② 保育所等における児童の健康診断の実施頻度、内容の明確化等	(1)「学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」とする「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」や、同様の内容が規定されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」について、より具体的な準じるべき内容・頻度を示すこと (2)乳児期や低年齢の幼児期における視力検査や聴力検査等について、現場での実践に資する実施手順など、より具体的な健康診断の内容を示し、あわせて、母子保健法上の乳幼児健診との関係も含めて検討すること	奈良県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、関西広域連合
③ 広告可能な診療科名の見直し（総合診療科）	平成 30 年 4 月から開始された新専門医制度により、専門医の基本領域に「総合診療」が追加されていることから、医療広告で総合診療科を広告できるよう政令を改正すること	鳥取県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、関西広域連合
④ 公立大学法人による出資範囲の拡大(1)	地方独立行政法人法施行令第 4 条に基づく特定大学技術移転事業及び研究の成果の実用化を促進する事業に限られている公立大学法人の出資範囲を、国立大学法人において出資が認められている「ベンチャーキャピタル及びファンド」、「コンサル、研修、講習等を行う事業者」、「教育研究施設の管理・利用促進事業者」に拡大すること	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合
⑤ 公立大学法人による出資範囲の拡大(2)	地方独立行政法人法施行令第 4 条に基づく特定大学技術移転事業及び研究の成果の実用化を促進する事業に限られている公立大学法人の出資範囲を、指定国立大学法人において出資が認められている「大学発ベンチャー」に拡大すること	大阪市、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、関西広域連合
⑥ 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長	令和 6 年 4 月 1 日に施行された「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」において新たに規定された夜間の職員の配置等に係る経過措置期間について、人材及び人材育成期間確保のため、2 年間で 5 年間に延長すること	大阪市、京都府、兵庫県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合